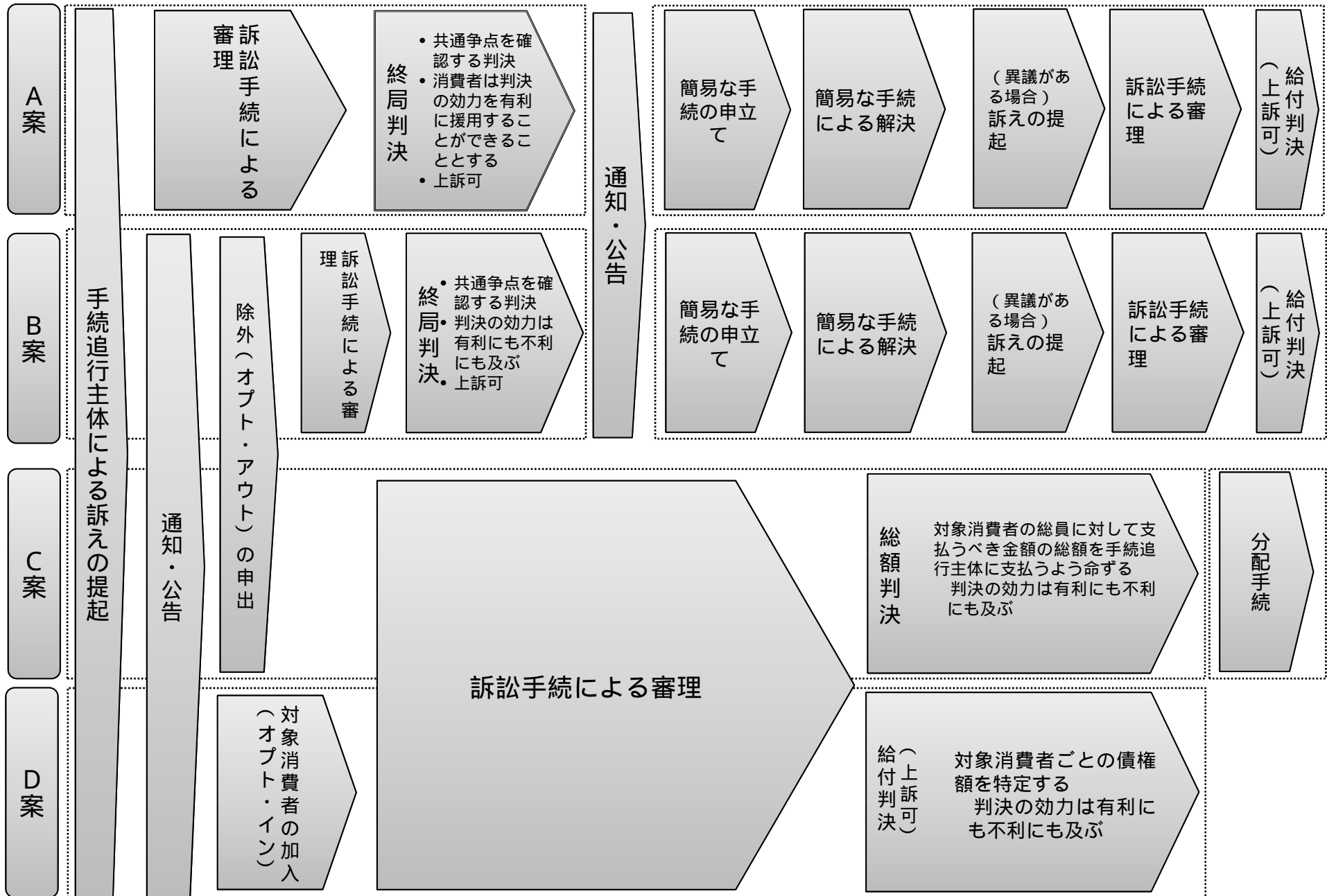


(参考11) 訴訟制度における手続モデルの比較

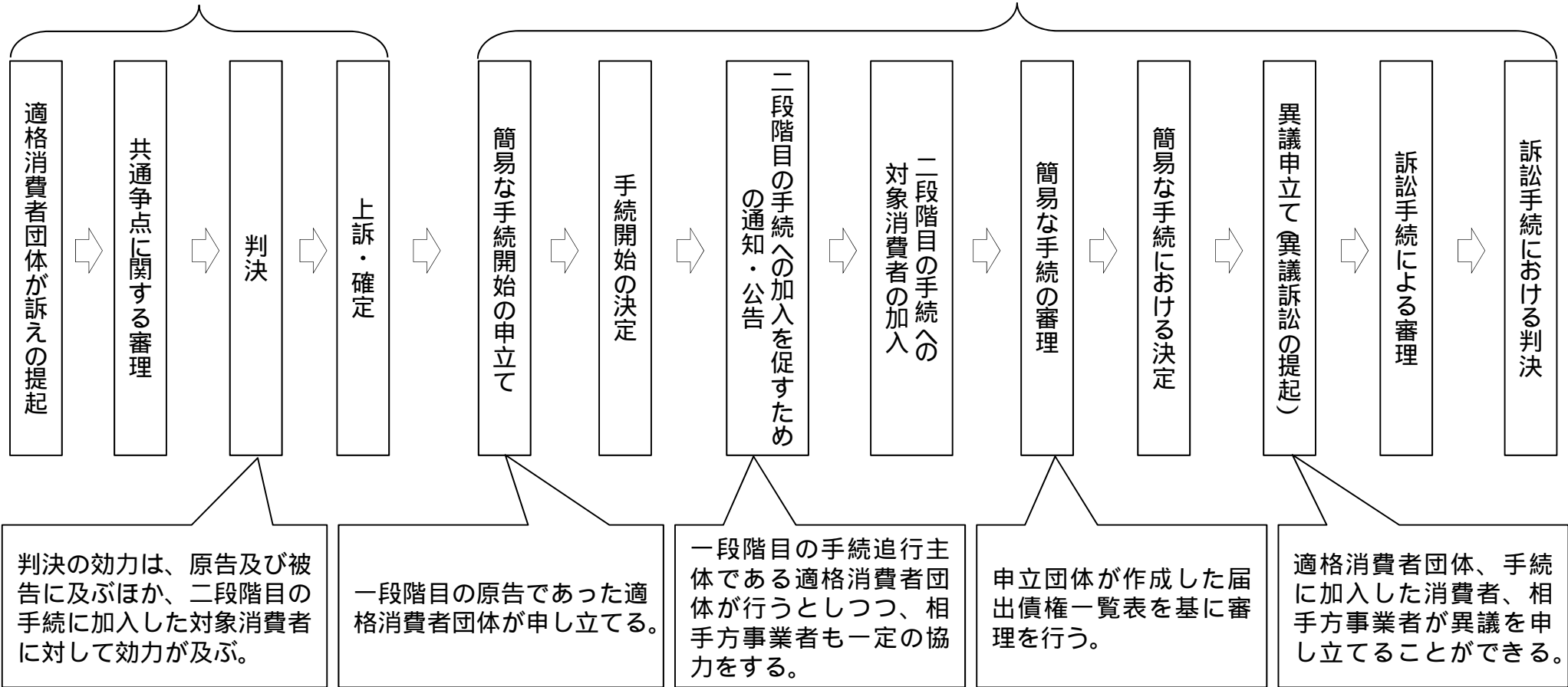
消費者庁 集团的消費者被害救済制度研究会報告書(平成22年9月)の整理による



(参考12) 手続の概要

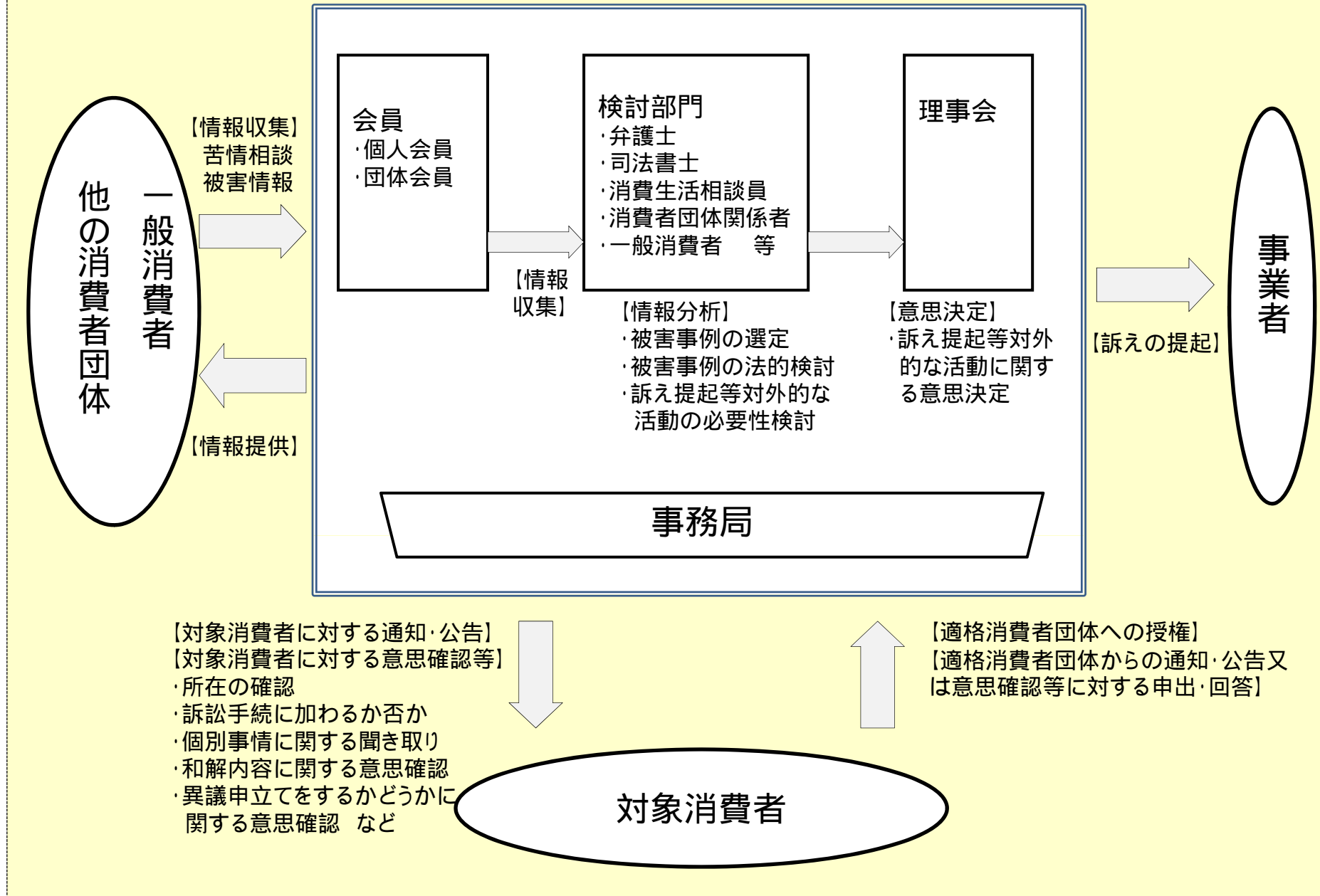
一段階目の手続

二段階目の手続



一段階目、二段階目にかかわらず、和解等により訴訟手続が終了することもあり得る

(参考13) 手続追行主体の業務のイメージ



(参考14) 適格消費者団体の概要及び活動状況について

(平成23年6月20日現在)

名称	特定非営利活動法人 消費者機構日本	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	社団法人 全国消費生活相談員協会	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
住所 差止請求 関係業務 を行う地	東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階	大阪市中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル	東京都港区高輪3丁目13番地22号 国民生活センター内 大阪市中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビルディング内 北海道札幌市中央区大通西18丁目1番43号	京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地ヒロセビル5階
申請日 認定日 更新日	平成19年6月7日申請 平成19年8月23日認定 平成22年8月22日更新	平成19年6月7日申請 平成19年8月23日認定 平成22年8月22日更新	平成19年8月31日申請 平成19年11月9日認定 平成22年11月8日更新	平成19年10月12日申請 平成19年12月25日認定 平成22年12月24日更新
代表者等 の氏名	会長 青山 侑 理事長 芳賀 唯史	会長 北川 善太郎 理事長 榎 彰徳	会長 金子 晃 理事長 丹野 美絵子	理事長 高橋 英弘
社員数	136名(うち、団体会員9名) (平成23年3月31日時点)	119名(うち、団体会員14名) (平成23年3月31日時点)	2068名(うち、団体会員0名) (平成23年3月31日時点)	102名(うち、団体会員3名) (平成23年3月31日時点)
主な申入 れ等の活 動状況	<p>【内容】 更新料条項、退去遅延の損害賠償条項等を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成22年9月6日に東京地方裁判所に提訴 本制度に基づく訴訟としては11例目 ・中古車販売事業者に対する申入れ(瑕疵担保責任の全部免除の規定等の削除) ・建築請負業者に対する申入れ(建築申込金の不返還条項、違約金条項の是正) ・有料老人ホームに対する申入れ(入居申込金の不返還条項の削除、入居一時金の返還率の是正) ・結婚情報サービス事業者に対する申入れ(中途解約時の返金規定の新設等) ・携帯電話事業者に対する申入れ(携帯電話の売買契約に関するキャンセル不可条項の是正)</p> <p>【結果】 ・資格講座等を運営する事業者との裁判外の和解(平成21年4月28日)。 ・建築士や宅建資格講座を運営する事業者との裁判外の和解(平成21年8月1日)。 ・その他、訴訟に至らずとも契約条項の是正等が行われている事案がみられる。</p>	<p>【内容】 早期完済違約金特約条項を使用する貸金業者に対し、平成20年4月8日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては2例目 受講契約勧誘の弊の不返去、不実告知について英会話学校に対し、平成20年8月28日に大阪地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては4例目 ・金融機関に対する申入れ(勧誘広告内容の是正) ・警備会社に対する申入れ(中途解約料、損害賠償債務の全部免除の規定等の改定) ・ケーブルテレビ事業者に対する申入れ(最低利用期間に関する規定の削除) ・不動産賃貸借業者に対する申入れ(契約解除に伴う損害賠償額を定めた条項の削除又は改善)</p> <p>【結果】 ・の英会話学校への訴訟については、和解が成立(平成21年3月4日)。和解条項に違反する行為があったため違約金請求を行ったが、履行がないため、執行文付与をを求める訴えを提起(平成21年12月25日)。大阪地裁は強制執行の執行文を付与する旨の判決(平成22年5月31日)。 ・の貸金業者への訴訟については、勝訴(一部)判決(平成21年4月23日)。平成21年6月19日京都地裁に間接強制申立て、7月24日認容決定。敗訴部分につき、平成21年4月28日に1審被告が、5月2日に1審原告が大阪高裁に控訴。大阪高裁は第1審の結果を支持し、1審原告及び1審被告の各控訴をいずれも棄却(平成21年10月23日)。1審被告より平成21年10月28日大阪高裁に上告受理申立て。 ・その他、訴訟に至らずとも契約条項の是正等が行われている事案がみられる。</p>	<p>【内容】 ・不動産賃貸借業者に対する申入れ(無催告解除条項等の使用停止・改善) ・美容整形クリニックに対する申入れ(申込金の不返還条項、キャンセル料条項等の使用停止・改善) ・介護付有料老人ホームに対する申入れ(入居一時金の初期償却条項等の使用停止・改善) ・スポーツクラブに対する申入れ(一旦納入した諸費用の不返還条項等の使用停止)</p> <p>【結果】 ・訴訟に至らずとも契約条項の是正等が行われている事案がみられる。</p>	<p>【内容】 定期補修分担金支払特約を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成20年3月25日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては1例目 敷金等から一定額を控除して返還する敷引特約条項を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成20年8月12日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては3例目 互助契約等の中途解約金条項を使用する冠婚葬祭業者等に対し、平成20年12月3日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては5例目 結婚式場解約金条項を使用する結婚式・披露宴等企画運営会社に対し、平成22年3月17日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては7例目 解約金条項を使用する携帯電話事業者2社に対し、平成22年6月16日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては9例目、10例目 マンション等の更新料条項を使用する不動産賃貸借業者に対し、平成22年10月29日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては13例目 解約金条項を使用する携帯電話事業者に対し、平成23年1月19日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては16例目 未公開株の販売に関して不当勧誘を行っているとして、事業者に対し、平成23年5月30日に京都地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては17例目</p> <p>【結果】 ・については請求の一部(敷引特約の条項を含む意思表示を行わないこと)は認諾され、残りの部分について却下判決(平成21年1月28日)。2月10日大阪高裁に控訴、6月16日敗訴(判決確定)。 ・については定額補修分担金支払特約を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない旨の判決、残りの請求については棄却(平成21年9月30日)。敗訴部分につき、10月13日に大阪高裁に控訴。大阪高裁は、第1審の差止請求部分について支持した(平成22年3月26日)。第2審の判決を不服として上告受理申立て(平成22年4月6日)。 ・については和解(平成22年7月28日)。</p>

1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動(勉強会、情報収集など)については記載していない。

名称	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止 ネットワーク
住所 差止請求 関係業務 を行う地	広島市中区上八丁堀7番1号 ハイオス広島312号	神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階	さいたま市浦和区岸町7丁目 11番5号	札幌市中央区北四条西12丁目1番55	名古屋市千種区稲舟通一丁目39番 地
申請日 認定日	平成19年11月14日申請 平成20年 1月29日認定 平成23年 1月28日更新	平成20年2月29日申請 平成20年5月28日認定 平成23年4月18日更新	平成20年12月24日申請 平成21年 3月 5日認定	平成21年11月27日申請 平成22年 2月25日認定	平成22年1月14日申請 平成22年4月14日認定
代表者等 の氏名	理事長 吉富 啓一郎	理事長 清水 巖	理事長 池本 誠司	理事長 向田 直範	理事長 杉浦 市郎
社員数	267名(うち、団体会員7名) (平成23年3月31日時点)	127名(うち、団体会員7名) (平成23年3月31日時点)	121名(うち、団体会員18名) (平成23年3月31日時点)	177名(うち、団体会員4名) (平成23年3月31日時点)	126名(うち、団体会員5名) (平成22年12月31日時点)
主な申入 れ等の活 動状況	<p>【内容】 レンタル契約時のキャンセル料 条項を使用する貸衣装事業者に対 し、平成22年10月5日に広島地方 裁判所呉支部に提訴 本制度に基づく訴訟としては12 例目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルチャーセンターに対する申 入れ(受講料不返還条項の削除) ・自動車学校に対する申入れ(入 校申込金、教習料等の不返還条項 の是正) ・在宅ワーク事業者に対する申入 れ(解約・清算条項の是正) <p>【結果】 ・ については和解(平成23年 6 月 3日)。</p>	<p>【内容】 中途解約の際JAL利用クーポンの返 還をしない特約条項を使用する旅行 業者に対し、平成21年3月18日に神戸 地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては6例目 受講申込後の解約制限条項を使用 する資格講座等運営事業者に対し、 平成22年11月11日に大阪地裁に提訴 本制度に基づく訴訟としては14例 目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冠婚葬祭サービス業者に対する申入 れ(解約料条項の是正) ・クレジットカード会社に対する申入 れ(リボルビング払いの手数料の是 正) <p>【結果】 ・ 資格試験予備校と即決和解(平成22 年4月19日)。 ・ については棄却(平成22年12月8 日)。平成22年12月16日に大阪高裁に 控訴後棄却(平成23年 6月 7日)。大 阪高裁の控訴審判決に対して上告受理 申立て(平成23年 6月20日)。</p>	<p>【内容】 レンタル契約時のキャンセル条 項を使用する呉服小売専門業者に 対し、平成22年5月11日にさいた ま地方裁判所熊谷支部に提訴 本制度に基づく訴訟としては8例 目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者に対する申入れ (消費者の同意なく約款変更を可 能とする条項の是正) <p>【結果】 ・ については和解(平成22年7月 20日)。</p>	<p>【内容】 自動車売買契約時のキャンセル 料条項を使用する自動車販売・買 取事業者に対し、平成23年1月11 日に札幌地方裁判所に提訴 本制度に基づく訴訟としては15 例目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者に対する申入れ (高額随時請求条項の使用中止) ・不動産賃貸借業者に対する申入 れ(無催告解除条項等の使用中 止) <p>【結果】 ・ については相手方の認諾(平 成23年 2月25日)。</p>	<p>【内容】 ・ 催眠療法事業者に対する申入れ (断定的説明の削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット通販事業者に対 する申入れ(通信販売利用規約の 是正、消費者契約法第41条第1項に 基づく事前請求を実施) ・ 結婚式場事業者に対する申入れ (キャンセル料規定の是正) <p>【結果】 ・ 事業者からの回答を踏まえて検 討。</p>

1 消費者契約法第23条第4項に基づき、内閣総理大臣に報告のあった事項を基に作成。報告事項ではない各種の団体の活動(勉強会、情報収集など)については記載していない。

(参考 15) 適格消費者団体の認定要件

法人格

特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること(第13条第3項第1号)。

目的及び活動実績

不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること(同項第2号)。

体制及び業務規程

業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること(同項第3号)。

理事及び理事会

理事会が置かれておりその議決方法が適切であること、理事の事業者からの独立性が確保されていること(同項第4号)。

専門的な知識経験

人的体制に照らして業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること(同項第5号)。

経理的基礎

業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること(同項第6号)。
差止請求関係業務以外の業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと(同項第7号)。

欠格事由

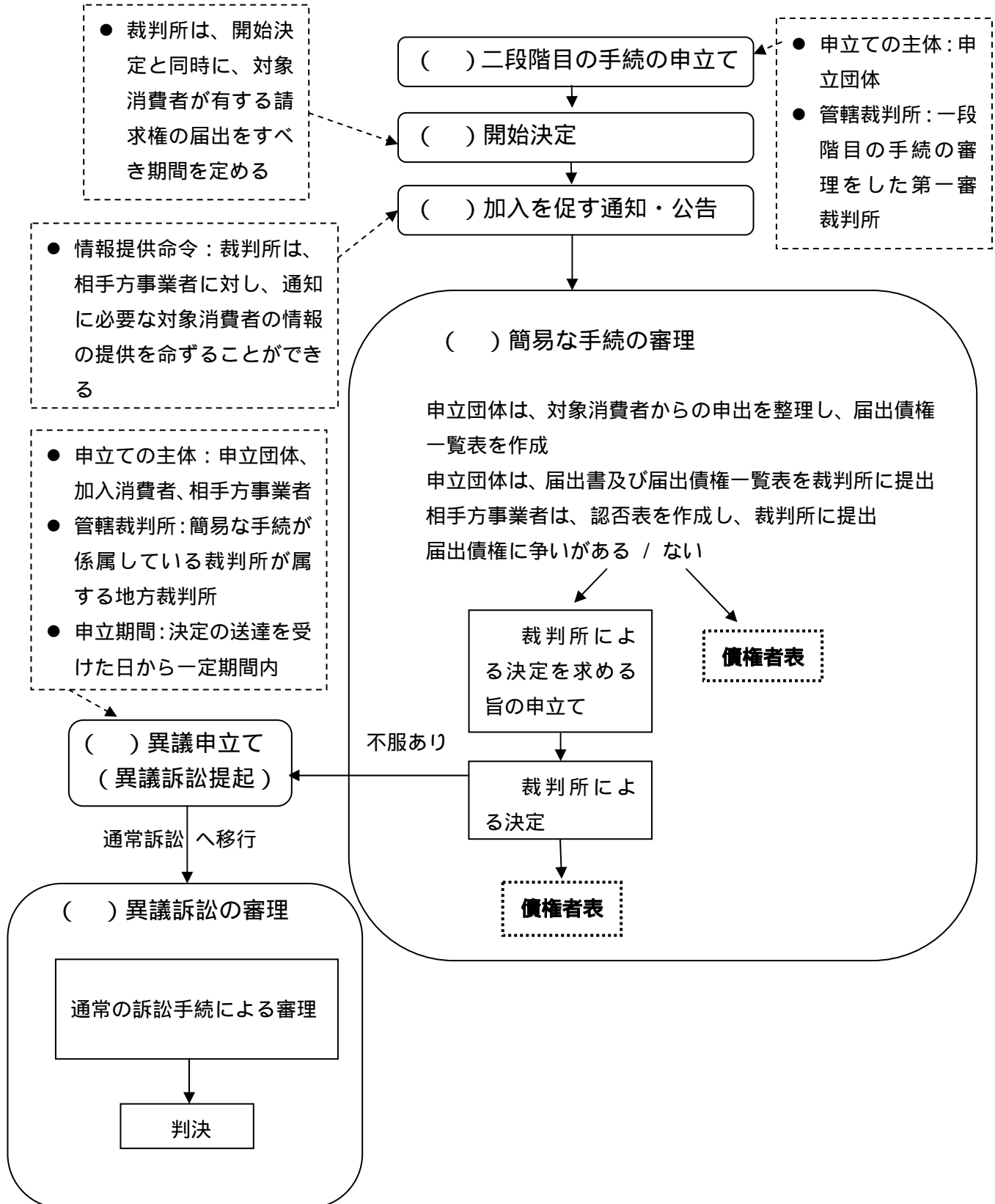
消費者の利益の擁護に関する法律等に違反して罰金の刑に処せられた等の日から3年を経過しない、暴力団員等の支配下にある、政治団体である等がないこと(同条第5項)。

(参考 16) 適格消費者団体が遵守すべき責務規定・行為規範

現行制度上、適格消費者団体が遵守すべき責務規定・行為規範としては、以下のようなものが規定されている。

- 差止請求権の行使状況に関する他の適格消費者団体に対する通知及び内閣総理大臣に対する報告（消費者契約法第 23 条第 4 項）
- 財産上の利益の受領の禁止（同法第 28 条第 1 項から第 3 項まで）
- 区分経理（同法第 29 条第 2 項）
- 帳簿書類の作成及び保存（同法第 30 条）
- 財務諸表の作成、備置き、閲覧等（同法第 31 条）
- 政治利用の禁止（同法第 36 条）など

(参考 17) 二段階目の手続のイメージ



(参考18) 二段階目の手続への加入を促す方策のイメージ

